



茨城県報

第 644 号

令和 7 年 (2025 年) 9 月 8 日

月 曜 日

目 次

告 示	ページ
●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	1
●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課)	2
●遊漁規則の変更の認可 (漁政課)	2
●定款変更の認可 (農村計画課)	3
●道路の区域の変更 (道路維持課)	3
●道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課)	4
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課)	5
(選挙管理委員会)	
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	5
公 告	
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	7
●入札公告 (原子力安全対策課)	7
(公 安 委 員 会)	
●技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	12
(労 働 委 員 会)	
●公益事業の調停申請に関する公表	14

告 示

茨城県告示第877号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。) 第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 知事指定薬物の名称

- (8 R) - 1 - ベンゾイル - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類
- t e r t - ブチル 3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] インドール - 1 - カルボキシレート及びその塩類
- (4 S, 5 S) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン、(4 R, 5 R) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミ

ン及びそれらの塩類

2 失効の理由

条例第 2 条第 5 号に規定する薬物に指定されたため。

3 指定の失効年月日

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県告示第878号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

指定番号	種類	題 名	配給会社
3723	映画	バイオレント・ネイチャー （原題）IN A VIOLENT NATURE	スターキャットアルバトロス・フィルム（カナダ）
3724	映画	ミュート・ウィットネス [デジタルリマスター版] （原題）MUTE WITNESS	エクストリームフィルム（イギリス）
3725	映画	着信音が鳴らなくて パースディ・プレゼント	オーピー映画
3726	映画	人妻怪談 淫欲むせび泣き	オーピー映画

茨城県告示第879号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第 3 項の規定に基づき申請があった次の遊漁規則の変更については、令和 7 年 9 月 1 日付けで認可したので、同法第170条第 7 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

大北川漁業協同組合茨内共第17号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更

1 漁業権者の名称及び住所

大北川漁業協同組合
茨城県北茨城市磯原町豊田406番地 1

2 漁業権の免許番号

茨内共第17号

3 認可に係る変更の内容

大北川漁業協同組合茨内共第17号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

(1) 第 7 条第 4 項の第 2 表中

「あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料	
事務所等名称	住所
(1) 大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田406－ 1
(2) 上州屋北茨城店	北茨城市関南町神岡下字北浜田333－ 1
(3) セブンイレブン北茨城磯原 1 丁目店	北茨城市磯原町磯原 1 －97

(4) コンビニエンスモンペリかながわ	北茨城市磯原町木皿922
(5) ヤマザキショップハナカワうさみ	北茨城市華川町上小津田82－1
(6) ファミリーマート高萩インター店	高萩市上手綱3270－1
(7) 高萩ユーフィールド	高萩市下君田682
(8) ミニストップ北茨城インター店	北茨城市華川町臼場174－5
あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料（雑魚券）	
末尾の別表のとおり	

を

あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料	
事務所等名称	住所
(1) 大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田406－1
(2) 上州屋いわき泉店	いわき市泉町下川薬師前109－1
(3) セブンイレブン北茨城磯原1丁目店	北茨城市磯原町磯原1－97
(4) コンビニエンスモンペリかながわ	北茨城市磯原町木皿922
(5) ヤマザキショップハナカワうさみ	北茨城市華川町上小津田82－1
(6) ファミリーマート高萩インター店	高萩市上手綱3270－1
(7) 高萩ユーフィールド	高萩市下君田682
(8) ミニストップ北茨城インター店	北茨城市華川町臼場174－5
あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料（雑魚券）	
末尾の別表のとおり	

に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年9月1日



茨城県告示第880号

佐倉信太土地改良区から令和7年7月31日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和7年9月1日認可した。

令和7年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦



茨城県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和7年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 月岡真壁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市下青柳字宮久保461番 1 地先から 石岡市下青柳字宮久保437番 1 地先まで	旧	メートル 最大 25.7 最小 11.2	メートル 140	
	新	最大 34.9 最小 12.9	140	現道拡幅

茨城県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和 7 年 9 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 路 線 名 県道 石岡筑西線
- 2 供用開始の区間 石岡市上林字高田421番 2 地先から
石岡市上林字高田434番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 9 月 9 日

茨城県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和 7 年 9 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 路 線 名 県道 日立常陸太田線
- 2 供用開始の区間 日立市鮎川町一丁目155番 2 地先から
日立市鮎川町一丁目135番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 9 月 8 日

茨城県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和 7 年 9 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 路 線 名 県道 笠間つくば線
- 2 供用開始の区間 石岡市野田字花立390番 1 地先から
石岡市野田字花立423番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 9 月 9 日

茨城県告示第885号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 指定取消年月日 令和 7 年 8 月 22 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
北茨城市磯原町磯原969番地 1
松本 淳子
（売りさばき所：北茨城市磯原町磯原912番地）

~~~~~  
(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第58号

令和 7 年 9 月 1 日現在の地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

- 1 地方自治法第74条第 1 項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

4 7, 2 9 4 人

- 2 地方自治法第75条第 1 項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

4 7, 2 9 4 人

- 3 地方自治法第76条第 1 項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）

3 9 5, 5 8 4 人

- 4 地方自治法第80条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）

|             |              |
|-------------|--------------|
| 水戸市・城里町 選挙区 | 7 9, 8 4 1 人 |
| 日立市 選挙区     | 4 7, 4 3 6 人 |
| 土浦市 選挙区     | 3 9, 1 8 8 人 |
| 古河市 選挙区     | 3 8, 5 7 8 人 |
| 石岡市 選挙区     | 1 9, 8 3 8 人 |
| 結城市 選挙区     | 1 3, 3 7 6 人 |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 龍ヶ崎市・利根町 選挙区    | 25,225 人 |
| 下 妻 市 選挙区       | 11,135 人 |
| 常総市・八千代町 選挙区    | 21,087 人 |
| 常陸太田市・大子町 選挙区   | 17,969 人 |
| 高萩市・北茨城市 選挙区    | 18,886 人 |
| 笠 間 市 選挙区       | 20,604 人 |
| 取 手 市 選挙区       | 30,153 人 |
| 牛 久 市 選挙区       | 23,452 人 |
| つ く ば 市 選挙区     | 67,220 人 |
| ひたちなか市 選挙区      | 43,260 人 |
| 鹿 嶋 市 選挙区       | 18,194 人 |
| 潮来市・行方市 選挙区     | 16,176 人 |
| 守 谷 市 選挙区       | 19,178 人 |
| 常 陸 大 宮 市 選挙区   | 10,960 人 |
| 那 珂 市 選挙区       | 15,126 人 |
| 筑 西 市 選挙区       | 27,605 人 |
| 坂東市・五霞町・境町 選挙区  | 22,493 人 |
| 稲敷市・河内町 選挙区     | 12,738 人 |
| かすみがうら市 選挙区     | 11,047 人 |
| 桜 川 市 選挙区       | 10,769 人 |
| 神 栖 市 選挙区       | 25,616 人 |
| 鉾田市・茨城町・大洗町 選挙区 | 25,158 人 |
| つくばみらい市 選挙区     | 14,411 人 |
| 小 美 玉 市 選挙区     | 13,267 人 |
| 東 海 村 選挙区       | 10,528 人 |
| 美浦村・阿見町 選挙区     | 17,716 人 |

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

395,584 人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

395,584 人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万

を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

395,584人

## 公 告

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字北古辺1924番2、同番4、同番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11、同番12、同番13、同番14、同番15、同番16、同番17、同番18、同番19、同番20、同番21、同番22、同番23、同番24、同番25、同番26、同番27、同番28、同番29、同番30、同番31、同番32、同番33、同番34、同番35、同番36、同番37、同番38

2 事業主の住所及び氏名

土浦市荒川沖東三丁目9番34号

株式会社シンエステート

代表取締役 塚本 真明

### ●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和7年9月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

可搬型モニタリングポスト（N） 5式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和8年3月25日（水）

(4) 納入場所

仕様書で指定する場所

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課 安全・監視グループ

電話 029-301-2916

F A X 029-301-2929

所属メールアドレス：gentai2@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

- (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

#### ア 期間

入札公告の日から令和7年10月2日（木）正午まで

#### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

- (2) 契約担当課

#### ア 期間

入札公告の日から令和7年10月2日（木）正午まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

#### イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課（茨城県庁 6 階北側）

### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和7年9月12日（金）正午まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。



## イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

## ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

## (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

令和 7 年 10 月 2 日（木）正午まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

## (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上、封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをし

た者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年10月16日（木）午後 5 時までシステムにファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 7 年10月20日（月）午後 1 時30分

イ 場所

茨城県庁 原子力安全対策課（茨城県庁舎行政棟 6 階）

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 14 契約書作成の要否

要

## 15 詳細は入札説明書による。

## 16 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。  
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

## 17 Summary

- (1) Products to be purchased:  
Portable neutron monitoring post
- (2) Bid Submission Deadline:  
Bids submitted in person or by mail: must arrive by 5:00 p.m. on October 16, 2025  
Bids submitted via system: must be registered by 5:00 p.m. on October 16, 2025
- (3) Contact:  
Safety and Monitoring Group, Nuclear Energy Safety Management Division, Department of Disaster  
Prevention and Crisis Management, Ibaraki Prefectural Government  
978-6 Kasahara-cho, Mito, Ibaraki, 310-8555  
TEL 029-301-2916

~~~~~

（公 安 委 員 会）

●技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 1 条の規定による技能検定員審査及び第 10 条第 1 項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので、規則第 2 条及び第 10 条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（中型）
- ウ 技能検定員審査（準中型）
- エ 技能検定員審査（普通）
- オ 技能検定員審査（大特）
- カ 技能検定員審査（大自二）
- キ 技能検定員審査（普自二）
- ク 技能検定員審査（牽引）
- ケ 技能検定員審査（大型二種）
- コ 技能検定員審査（中型二種）
- サ 技能検定員審査（普通二種）

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（中型）
- ウ 教習指導員審査（準中型）
- エ 教習指導員審査（普通）
- オ 教習指導員審査（大特）
- カ 教習指導員審査（大自二）
- キ 教習指導員審査（普自二）
- ク 教習指導員審査（牽引）
- ケ 教習指導員審査（大型二種）
- コ 教習指導員審査（中型二種）
- サ 教習指導員審査（普通二種）

2 審査の日程等

令和 7 年 10 月 27 日（月）から 10 月 31 日（金）までの 5 日間

※ 細目及び受審者ごとに日時を指定して行う。

※ 受審細目のうち実技試験及び面接試験による審査については受審者数に応じて日程を調整する必要があることから、受付終了後に指定する。

申請を受理した結果、受審細目ごとの人数に極端な偏りがある場合は、調整のうえ計画外の日程に実施する場合がある。

3 審査の場所

(1) 実技試験及び面接試験による審査

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3783番地 3

茨城県警察本部交通部運転免許センター

(2) 筆記試験による審査

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3814番地 9

一般社団法人 茨城県指定自動車教習所協会

4 申請手続

(1) 申請

申請者本人が、次の書類を持参して行うこと。ただし、申請者が県内の自動車教習所に勤務している職員である場合は、管理者等が代理で申請することとしても差し支えない。

- ・ 審査申請書
- ・ 運転免許証の写し
- ・ 規則第17条の規定により審査細目についての審査が免除される者であるときは、そのことを証明する書類
- ・ 現に教習指導員又は技能検定員として選任を受けていない者であるときは、履歴書及び住民票の写し

申請にあたっては、茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）に定める審査手数料として、その金額に相当する茨城県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。

なお、教習所職員以外の者が申請しようとする場合又は教習所職員である者が個人で直接申請しようとする場合は、予め確認することがあることから、申請のために来庁する前に必ず以下に示す申請先へ電話で問い合わせること。

(2) 申請期間及び受付時間

ア 申請期間

令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 7 年 9 月 26 日（金）までの間（日曜日、土曜日及び休日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。）を除く。）

なお、審査細目がすべて免除となる者にあつては、この期間に限らず申請することができるものとする。

イ 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(3) 申請先

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3783番地 3

茨城県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係

電話 029-293-8811（内線342）

5 関係法令等の改正について

原則として令和 7 年 9 月 1 日現在において施行されている法令に基づいて実施する。

仮に、この公示から審査当日までの間に新たな法改正等があり例外的に原則と異なる取扱いとすることが相当と認められるときは、申請者（受審予定者）に対して速やかに通知することとする。

6 その他

運営上の理由により審査の日程を変更することがある。

~~~~~

## （ 労 働 委 員 会 ）

## ●公益事業の調停申請に関する公表

令和 7 年 8 月 27 日、アソシエイツ大鹿行から、労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 18 条第 3 号の規定による調停の申請があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 7 条第 2 項及び労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 77 条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 8 日

茨城県労働委員会会長 亀 田 哲 也

## 1 関係当事者

## (1) 労働者側

アソシエイツ大鹿行

## (2) 使用者側

株式会社彩光商運

## 2 関係公益事業 労働関係調整法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する運輸事業

- 3 調停申請事項 ① 使用者側は、当該組合員に対する団体交渉に誠実に応じること  
② 使用者側は、当該組合員に対して現在までの未払賃金を支払うこと

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1（代）